

令和 7 年 11 月 14 日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

姫路市長 清元 秀泰

市町村名 (市町村コード)	姫路市 (282014)
地域名 (地域内農業集落名)	菅生澗 (菅生第一、第二、第三、第四、新在家)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年10月19日 (第 1 回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

地域内においては、一部農地を認定農業者などが水稻を中心に営農をしているが、基本的に農地所有者(個人農家)が自身の農地で水稻を栽培している。現在、農地所有者が高齢化していることで離農が進んでおり後継者不足が顕在化している。そのような中、今後も遊休農地化を防ぐため、持続可能な農地の利活用を検証する必要がある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

今後は、生産性を向上させるための支援として水稻などを中心に耕作条件の良い農地は担い手に集約を進め、また後継者の育成を検討するなど遊休農地化を防ぐ手立てを検証していく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	71.6 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	70.5 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

農振農用地区域内の農地、及び現在耕作している農地とその周辺農地を農業上の利用が行われる農用地等の区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
担い手となる農家へ集約することを念頭に地域での合意形成を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
担い手の経営意向を踏まえ、農地所有者の同意が得られれば農地中間管理機構を通じた貸し付けを行っていく。
(3)基盤整備事業への取組方針
今後、スマート農業など新しい技術に取り組むことが求められる場合を想定していく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内の担い手への集積を中心とするが、離農等により営農継続が困難となった場合、新たな地域外の担い手の確保を検討する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
随時、農業振興支援に関する情報収集を図り、活用を検討していく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

✓	①鳥獣被害防止対策		②有機・減農薬・減肥料	✓	③スマート農業		④畑地化・輸出等		⑤果樹等
	⑥燃料・資源作物等	✓	⑦保全・管理等		⑧農業用施設	✓	⑨耕畜連携等		⑩その他

【選択した上記の取組方針】
①獣害用電柵などの管理、整備、補修に関しては今後も継続していく。
③スマート農業について、導入効果や費用対効果などを検証していく。
⑦多面的機能支払交付金事業を活用し、集落内の農地の保全・管理を共同で行う。
⑨地域内で生産された飼料作物(牧草)は、地域内の牧場に供給する。